



第3節 経済外交

総論

安倍政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による経済再生への取組を全力で進め、6月には新たな成長戦略である「日本再興戦略」をとりまとめた。外務省でも、岸田外務大臣の下、日本経済の再生に資する経済外交の強化を「外交の三本柱」の1つと位置付けて、精力的に取り組んだ。このような「アベノミクス」ともいわれる一連の取組もあり、2013年、日本経済はデフレ脱却の兆候と緩やかな景気回復を見せた。米国や欧州の一部においても回復の兆候が見られるなど、先進国の経済は好転したが、これまで世界経済をけん引してきた新興国の成長は鈍化した。また、新興国を中心としたエネルギー需要の増加と資源国における「資源ナショナリズム」の動き、さらには中東情勢の影響などにより、エネルギー価格が全般的に高水準になった。このような国際情勢の中、G8・G20サミットの場において、安倍総理大臣から、日本経済の再生を通して世界経済の成長に貢献していくことを説明し、各国首脳から高い評価と強い期待が寄せられた。

2013年は、日本にとって、特に経済連携の分野において、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA(自由貿易協定)、日

EU・EPA(経済連携協定)など、これまで経験したことのない大規模な経済連携協定交渉が開始された年ともなった。こうした経済連携への取組をアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)にもつながるような形で、相互補完的に発展させていくことが重要となっている。日本としては、FTAAPの実現に向けたAPEC(アジア太平洋経済協力)の議論への参加などを通じ、世界全体の貿易・投資ルール作りに引き続き貢献しつつ、日本自身の成長戦略を着実に進めていくことが重要である。

多数国間の貿易自由化交渉は長年にわたり膠着^{こうちやく}状態が続いているが、WTO(世界貿易機関)体制は新たなルール作りや紛争解決を含む既存のルールの運用面において、依然として重要な役割を果たしている。2013年12月にインドネシアのバリで開催された第9回WTO閣僚会議では、貿易円滑化、農業及び開発の3分野からなる「バリ合意」が妥結に至った。特に、貿易円滑化に関する合意は、税関手続の迅速化・透明性向上などを通じて先進国、開発途上国双方に利益をもたらすものである。WTO設立以来初めて、全加盟国が多数国間協定の内容に合意したことは、難航するドーハ・ラウンド(DDA)交渉の活性化につながるものと期待される。また、2013年夏以降、WTOに加盟する有志国・地域

(2013年12月現在、23か国・地域)による「新サービス貿易協定 (TiSA)」が本格的交渉段階に入っている。さらに、情報技術協定 (ITA) の品目拡大交渉も早期妥結を目指して交渉が進められている。日本としては、世界全体の自由で開かれた貿易体制が維持・強化されていくよう引き続き貢献していく考えである。

日本経済は再生に向けて上向いている。この兆しを着実な成長へとつなげていくためには、日本企業の海外展開を通じて新興国を始めとする諸外国の成長を取り込んでいくことが必要である。外務省では、在外公館における「日本企業支援窓口」の設置を始め、日本企業の活動を支援してきた。この取組を更に強化するため、省内に、岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」を立ち上げ、「日本企業支援室」を新設した。また、世界でインフラへの需要が拡大している中、政府としては、2020年に約30兆円のインフラを受注するという目標を掲げている。この目標に向け、要人往来の機会も最大限に活用し、安倍総理大臣や岸田外務大臣を始めとするトップセールスで、日本のインフラや技術を海外に売り込んでいる。なお、外務省では、東京電力福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、日本産品の海外輸出を促進するため、汚染水問題への対応を始めとする事故対応の取組に加え、日本産品の安全確保の措置(日本の検査基準・体制や出荷制限等)の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきている。

また、「日本再興戦略」においては、「国際展開戦略」の一環として、「国家戦略特区」の活用や、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化などによる対内直接投資の活性化が盛り込まれた。外務省では、対日投資促進に向けた取組について、国際会議や大使館、総領事館などの場を活用して広報に努めるほ

か、在外公館のホームページでも積極的なPR活動を行っている。多くの資源を海外に依存し、東日本大震災以降、化石燃料への依存度を高めている日本にとって、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取組が急務となっている。外務省としても、様々な外交ツールを活用し、資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化を図るなど戦略的な資源外交を行っている。特に2013年は、安倍総理大臣、岸田外務大臣が北米、モンゴル、ロシア、中東諸国などの主要な資源国を訪問し、積極的な資源外交を展開した。また、在外公館に新たに「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置し、情報収集などの体制強化を図った。世界的な人口増加と食糧不足が予想される中、日本としても、食料安全保障の確保のための取組を進めている。2013年には、国際的な海洋資源の管理に積極的に貢献する観点から、北太平洋漁業委員会の事務局を日本に誘致した。

1964年は、東京五輪が開催された年であるが、同時に、日本がOECD(経済協力開発機構)への加盟を果たし、名実共に先進国の仲間入りを果たした年でもある。加盟50周年に当たる2014年5月のOECD閣僚理事会において、日本は議長国を務める。2008年のリーマン・ショック、2011年の東日本大震災の経験^{じん}を踏まえ、経済社会のしなやかな強靱さ(レジリエンス)や東南アジアへのアウトリーチなどについて議論するとともに、デフレからの脱却を含めた日本経済の再生を国内外に力強く印象付ける機会となる。

日本経済の再生は、日本の国際社会における発言力を取り戻し、良好な国際経済環境を実現し、世界経済の成長に貢献するものである。東日本大震災からの復興も道半ばであり、日本経済の再生に向けて、引き続き力強い経済外交を推進していく。

各論

1 日本企業の海外展開支援

(1) 経済連携の推進

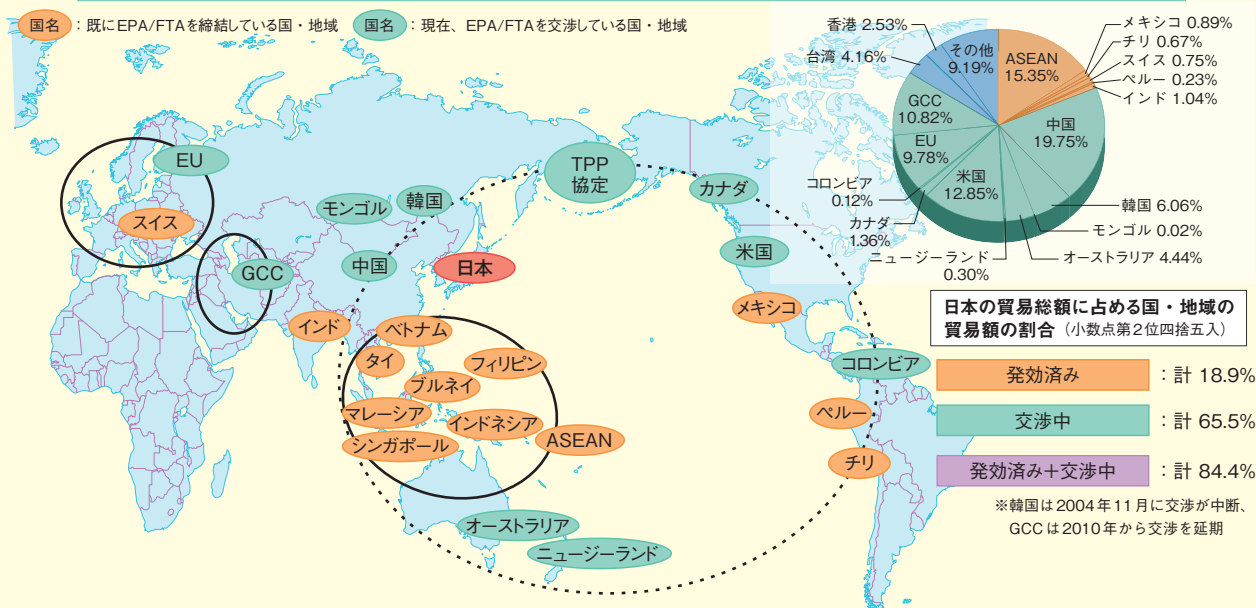
EPA及びFTAは、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに13の国・地域との間でEPA・FTAを締結してきている。現在もアジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進している。特に2013年は、これまでに経験したことのない広域経済連携交渉を複数開始した節目の年となった。3月に日中韓FTA、4月に日EU・EPA、5月に東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の交渉を開始し、7月にTPP協定交渉に参加した。また、米国とEU

との間でもTTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ)交渉が開始されるなど、世界各国でEPA・FTAをめぐる動きが活発化し、まさに経済連携交渉が相互に刺激し合い、活性化した1年となった。

日本は、成長戦略の主要項目の1つとして、今後も経済連携を推進していく考えである。日本の貿易のFTA比率(貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合)を2012年の19%から2018年までに70%に高めるとの「日本再興戦略」の目標実現に向け、EPA及びFTA交渉を推進していく。

日本の経済連携(EPA)の取組

- ・ASEAN諸国を中心に13か国・地域とのEPAが発効。
- ・発効済みEPA相手国との貿易額に占める割合は18.9%。(米国：38%、韓国：32%、EU：29%)
- ・発効済みEPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易額に占める割合は84.4%。



※GCC：湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council) (アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

出典：2012年財務省貿易統計 (各国の貿易額の比率については、小数点第3位四捨五入)

ア 交渉中などの協定（交渉開始順。FTAAP 関連はイ参照。）

(ア) 韓国

隣国である韓国との間では、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強固である。同国とのEPAは、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらす得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始。現在同交渉は中断されているが、実務レベルの調整等を継続している。

(イ) 湾岸協力理事会（GCC）

GCC¹諸国は、日本に対する石油・天然ガス供給国として極めて重要である。GCCとのより一層の経済関係強化のため、2006年に開始されたFTA交渉は、GCC側の都合で延期されてきているが、日本は交渉の早期再開を求めている。

(ウ) オーストラリア

オーストラリアは、エネルギーや食料の主要な供給国という経済面のみならず、政治・安全保障の面でも日本と密接な関係にある。同国からの強い要望を踏まえ、2007年に開始したEPA交渉については、2013年12月までに16回の交渉会合を行った。また、9月に発足した新政権との間でも交渉の推進を確認した。

(エ) モンゴル

中長期的な高成長が見込まれるモンゴルとの間では、2012年にEPA交渉を開始した。エネルギー・鉱物資源を含む投資環境の改善や更なる貿易・投資の拡大を目指し、2013年12月までに5回の交渉会合を行った。

(オ) カナダ

基本的な価値観を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとの間では、2012年に交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物及び食料の安定供給に資するEPAとすべく、2013年12月までに4回の交渉会合を行った。

(カ) コロンビア

豊富な資源と高い経済成長を有するコロンビアは、各国とFTA締結を進めている。日本も、日本企業の投資環境整備などの観点から2012年に交渉を開始し、2013年12月までに3回の交渉会合を行った。

(キ) 欧州連合（EU）

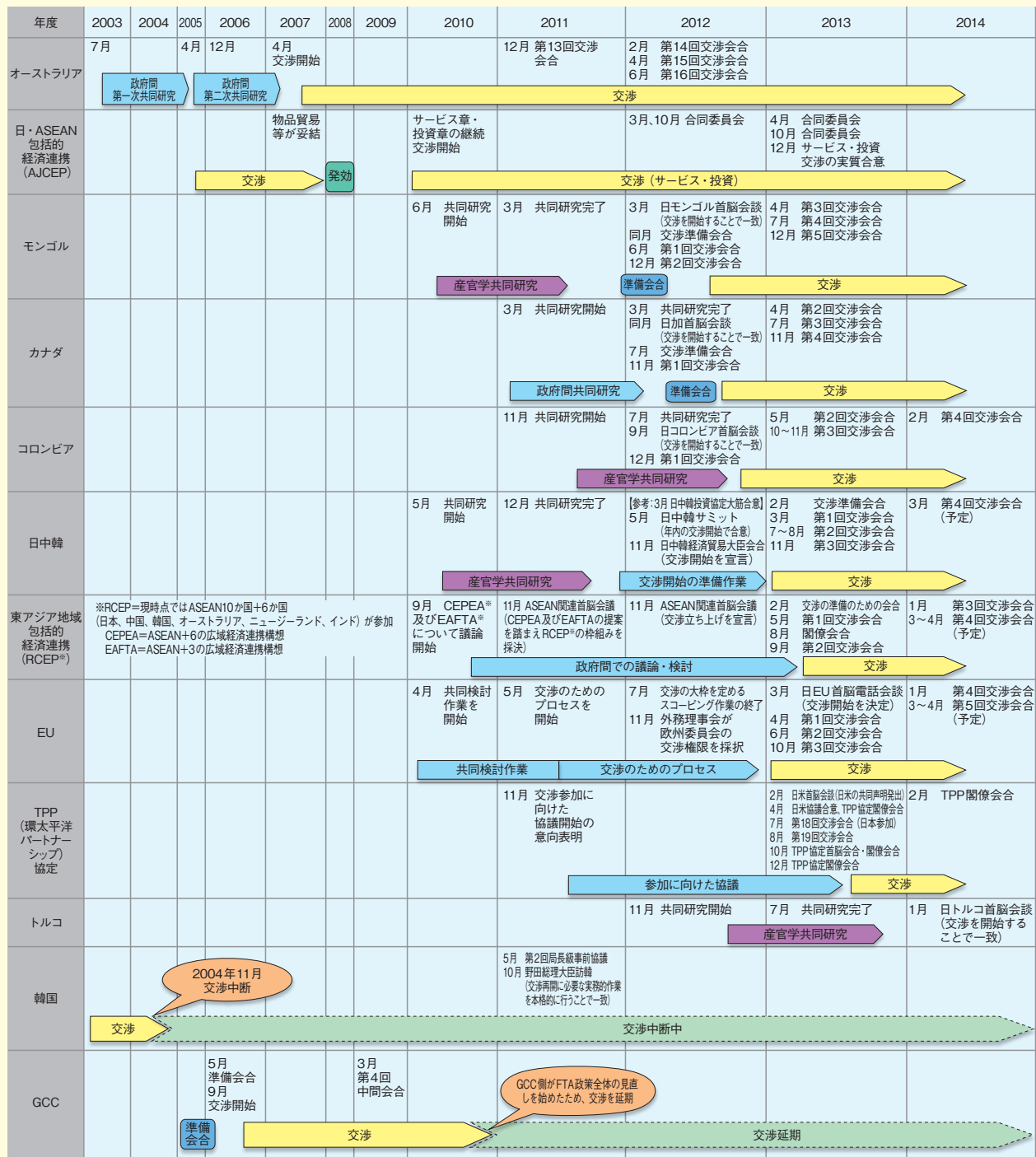
基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもあるEUとは、2013年3月に交渉開始を決定した。4月には、第1回交渉会合が開かれ、2014年1月までに4回の交渉会合を行った。2013年11月には日EU定期首脳協議が開催され、日EU・EPA早期締結に向けた双方の強いコミットメントが改めて確認された。

(ク) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2013年7月に共同研究報告書を公表し、2014年1月に訪日したエルドアン首相と安倍総理大臣の会談において交渉開始に合意した。トルコは、関税同盟を有するEU及びロシアを含む欧州、同じイスラム圏である中東・北アフリカ、言語・民族的に近い中央アジア・コーカサスに囲まれる地政学的重要性から、国内市場だけでなく、これら周辺地域への進出・生産拠点としても日本企業の関心が高く、今後とも更なる投資の増加

¹ GCC：湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6か国から構成。

EPA・FTA交渉等の現状



が期待されている。特に韓国・トルコFTAが2013年5月に発効し、工業製品の関税撤廃が合意されていることから、日本企業の競争力確保のためにもトルコとのEPA交渉を進めていく必要がある。

1 アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋

(ア) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

TPP協定は、成長著しいアジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々と、21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する野心的な協定であり、モノだけではなく、サービス、投資、さらには知的財産、金融

サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築することで大きなバリュー・チェーンを作り出すことができる。2013年12月現在、日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が交渉に参加している。

日本は、2013年3月に交渉参加を表明し、当時の交渉参加11か国との事前協議を行い、交渉参加への支持を得て、同年7月、正式に交渉に参加した。8月のブルネイ閣僚会合、10月のバリ首脳会合・閣僚会合で各国と精力的な協議を行ってきたが、野心的かつ包括的な高い水準の協定を達成するためには、いくつかの分野において引き続き議論を深めることが必要であり、2013年12月及び2014年2月に開催されたシンガポール閣僚会合では妥結には至らなかった。

日本は、各国と共に早期妥結に向けて努力し、国益をしっかりと最終的な成果に反映すべく、引き続き全力を挙げて交渉に取り組んでいく。

(イ) 日中韓 FTA

日中韓 FTA については、2013年3月に交渉を開始し、12月までに3回の交渉会合を行った。これまでの交渉会合では、包括的かつ高いレベルの FTA を目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産といった広範な分野につき協議を行っている。

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

RCEP は、人口約34億人（世界全体の約半分）、GDP 約20兆米ドル（世界全体の約3割）、貿易総額10兆米ドル（世界全体の約3割）に上る広域経済圏実現を目標とした交渉

である。2012年、ASEAN 諸国と FTA パートナー諸国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6か国）の首脳は、RCEP 交渉立ち上げを宣言した。2013年5月の交渉開始後、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産などを含む分野で包括的かつ高いレベルの協定を目指し、8月には閣僚会合を開催し、12月までに2回の交渉会合を行った。

ウ 発効済みの協定

発効済みの EPA には、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定があり、発効済みの EPA の活用のために様々な協議が続けられている。日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定については、2010年からサービス章及び投資章の交渉を開始し、2013年12月の日・ASEAN 特別首脳会議において実質合意が確認された。

エ 人の移動

EPA に基づき、これまでインドネシアやフィリピンから看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始しており、2013年はインドネシアから156人（看護：48人、介護：108人）、フィリピンから151人（看護：64人、介護：87人）が新たに入国した。また、2013年の国家試験については、看護30人（インドネシア：20人、フィリピン：10人）、介護128人（インドネシア：86人、フィリピン：42人）が合格した。不合格者のうち、2009年及び2010年に入国し、一定の条件を満たした者の滞在期間を特例措置として1年間延長した。

また、2012年4月、ベトナムとの間で看護師・介護福祉士候補者の受入れにについて合

意し、一定の日本語能力を有する候補者に日本への入国・滞在が認められることとなった。同年11月から訪日前日本語研修を実施しており、2014年半ばに第一陣が来日予定である。

(2) 日本企業支援

ア 外務省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開支援

外務省は、中小企業を含む日本企業の海外展開を後押しするため、「日本企業支援窓口」を全ての在外公館に設置し、日本企業への情報提供や現地政府・機関に対する申入れなどを行っている。また、在外公館施設を活用した、日本企業製品・技術の展示、日本企業製品紹介のためのセミナー、日本企業との共催による現地企業との交流会開催などにも取り組んでいる。

また、2013年1月にアルジェリアで発生した日本人等に対するテロ事件を機に、海外における日本人や企業の安全確保への関心が更に高まっていることから、企業の安全対策・リスク管理などの様々な情報提供や相談も引き続き積極的に行っている（第4章第2節「海外における日本人への支援」参照）。こうした取組に加え、インフラシステムの海外展開支援（1参照）や風評被害対策を含む日本産品の輸出支援（3参照）にも取り組んでいる。2013年12月には日本企業の海外展開支援を一層強力に推進するため、省内に、外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」を設置するとともに、「日本企業支援室」を新設した。

さらに、ODAを活用した支援スキームを拡充したり「海外展開一貫支援ファストパス

日本は、候補者支援のため、訪日前日本語研修、帰国後の支援や再チャレンジ支援を行っているほか、2013年に実施される国家試験では、試験問題の全ての漢字にふりがなを付記し、試験時間を延長した。



公邸でのレセプションにおける日本企業PRブース出展（在トルコ日本国大使館）

制度²を経済産業省と共に立ち上げるなど、中小企業の海外展開支援についても一層強化している。

イ インフラシステムの海外展開支援

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を促進するため、2013年3月、関係閣僚をメンバーとする「経協インフラ戦略会議」が政府内に設立された。以来、外交日程に合わせて、「ミャンマー」、「中東・北アフリカ」、「第5回アフリカ開発会議（TICAD V）」及びインフラシステム輸出戦略、「ASEAN連結性支援」、「インド」などをテーマに8回の会合が行われた（2014年1月時点）。5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」は、2020年に約30兆円（現状約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としている。

2 地域金融機関や商工会議所などの企業支援機関から、外務省（在外公館を含む）、JETROなど海外展開支援に知見のある機関に対して、有望企業の紹介を円滑に行う制度

このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣を始めとするトップセールスの推進、JICA海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラシステムの海外展開推進の体制整備・強化が進められている。

外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2013年12月現在、50か国58公館127人）。

このような取組の具体的な成果として、貨物専用鉄道（インド）、首都圏都市鉄道（インドネシア）、鉄道車両（英国、米国）、高効率石炭火力発電所（マレーシア）、化学プラント（トルクメニスタン）、都市鉄道車両、信号・変電・通信設備などのパッケージ（タイ）等を日本企業や日本企業を含むグループが受注している。

投資協定/租税条約/社会保障協定

(ア) 投資協定

海外における日本企業の良好な投資環境の創出・整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むために、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んでいる。2013年には、サウジアラビア、モザンビーク及びミャンマーとの間で、投資協定に署名した（これまでの合計で23件の投資協定を締結又は署名）ほか、オマーン及びカザフスタンとの間で実質合意に達した。また、アンゴラ、ウクライナ、アルジェリア、ウルグアイ、カタール及びアラブ首長国連邦との間で、それぞれ投資協定交渉を進めている。さらに、投資に関する規定を含むEPAの締結にも取り組んでいる。これまでに日本が締結した13のEPAのうち10のEPAは投資に関する規定を含むものである（また、投資に関する規定を含んでいな

かった日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は、2013年12月に日・ASEAN特別首脳会議で投資章の交渉実質合意が歓迎された。）。また、現在行われているTPP協定、日中韓FTA、RCEP及びEU、カナダ、モンゴル、オーストラリアなどとの間のEPAの交渉においても投資に関する議論が行われている。

このほか、日本は、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、投資の自由化や円滑化を促進するための多数国間ルールの形成に積極的に取り組んできている。

(イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税を回避するとともに、投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の減免などを通じて投資交流を促進するための重要な法的基盤である。また、租税に関する情報交換などといった税務当局間の国際協力推進のための規定もあり、脱税、租税回避行為などを防止する観点からも重要なものである。日本は、租税条約ネットワークの拡充に積極的に取り組んでいる。具体的には、米国との改正議定書（1月）やアラブ首長国連邦との条約（5月）、スウェーデン及び英国との改正議定書（それぞれ12月）が署名された。また、クウェート（6月）、ポルトガル（7月）及びニュージーランド（10月）との条約及びベルギーとの改正議定書（12月）が発効した。さらに、租税に関する行政支援を相互に行うための多数国間条約である税務行政執行共助条約が、日本について10月に発効した。なお、租税に関する情報交換ネットワークの整備や拡充を主要な目的とした協定については、マカオ及び英領バージン諸島との間でそれぞれ4月に基本合意に達し、サモア（7月）、ガーンジー及びジャージー（それぞれ8月）との間で発効し

た。この結果、日本は2013年末時点で60の租税条約（79か国・地域に適用）を締結したことになる。

（ウ）社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨てなどの問題を解消することを目的としており、海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流が円滑化され、経済交流を含む二国間関係がより一層緊密化することが期待される。日本は、8月にハンガリーとの協定に署名し（2014年1月発効）、2013年末時点で社会保障協定を締結又は署名している国は17か国となった。また、2013年中には、フィリピン、トルコ及びフィンランドとの間で、それぞれ政府間交渉又は交渉開始に向けた予備協議を行った。

エ 知的財産

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、G8サミット、APEC、OECD、

WTO（TRIPS理事会³）、世界知的所有権機関（WIPO）などにおける多国間の議論に積極的に参画している。2013年6月には、WIPOにおいて、点字図書の輸出入促進などにより視覚障害者などの著作物へのアクセスを容易にする新しい条約が採択された。EPA⁴においても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしている。また、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の発効に向けた働きかけを引き続き行っている。知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上のため、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れなどを行っている。

また、外務省は、海外における知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策などに関する施策を実施している。例えば、海外において模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館において知的財産担当官を任命しており、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。

（3）風評被害対策

外務省では、東京電力福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、日本製品の海外輸出を促進するため、汚染水問題への対応を始めとする事故対応の取組に加え、日本製品の安全確保の措置（日本の検査基準・体制や出荷制限等）の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきている。

具体的には、規制を実施している国に対

し、在外公館からの働きかけや首脳・閣僚レベルからの規制の緩和・撤廃の申入れを行っているほか、海外産業界向けのPR事業などを実施してきた。

こうした取組の結果、米国のように日本国内の規制を前提とした制度を採る国のほか2013年1月までに、13か国（カナダ、メキシコ、ニュージーランド、マレーシア、コロンビア、ミャンマー、セルビア、チリ、ペルー、

³ TRIPS理事会とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場

⁴ ASEAN、ブルネイ、チリ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、シンガポール、スイス、ベトナム、タイとの間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。

ギニア、エクアドル、ベトナム、オーストラリア)が規制を完全に解除した。また、EUなどは規制を緩和し、対象地域・品目を縮小している。しかし、依然として約70か国・地域において何らかの規制が継続している。規制緩和・撤廃に向けた働きかけを引き続き粘り強く行っていく。

また、酒類を含む日本の農林水産物・食品の輸出を促進するため、地方自治体や日本企業と連携し、日本産品の魅力発信にも積極的に取り組んでいる。例えば、2013年4月に安倍総理大臣がロシアを訪問した際には、在ロシア日本国大使館にて、日本食のPRレセプションを行い、来訪したロシアの人々から好



安倍総理大臣訪露時の日本食レセプションの様子（4月30日、写真提供：内閣広報室）

評を博した。今後も海外における日本の農林水産物・食品の市場拡大に向け、日本企業の輸出に向けた取組を積極的に後押ししていく。

2 安心して住める魅力ある国造り

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給確保

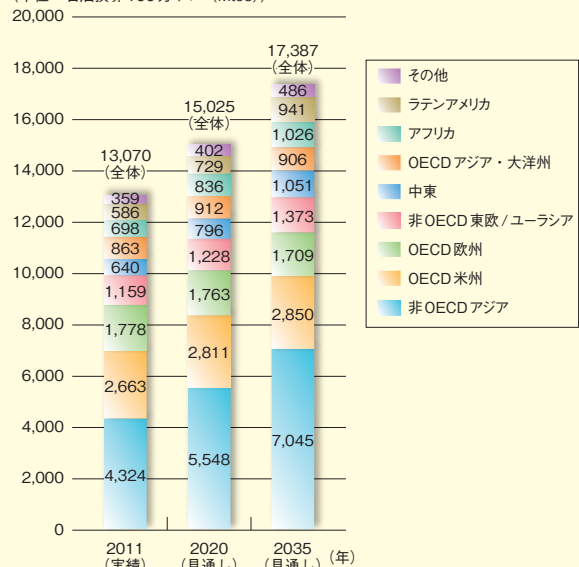
近年、原油価格は、新興国などのエネルギー需要の増加と獲得競争の激化、資源ナショナリズムの台頭、中東情勢の流動化などにより、依然として高い水準にある。2013年は、エジプト情勢やシリア情勢を受けた地政学的リスクの高まりや米国の原油在庫減少を背景に、原油価格が上昇し、9月にはWTI原油価格は一時110米ドル台と2年ぶりの高値をつけた。また、ガス価格は、日本を含むアジア地域では主に原油価格にリンクしているため、高い水準で推移している。一方、米国の「シェール革命」で米国内のガス価格は低位に推移しており、欧州やアジアの市場のガス価格との間で価格の乖離かいりが続いている。

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料の占める割合は、震災前の6割強から約9割に達しており、円安傾向も相俟って、燃料調達費は貿易収支を圧迫している。2013年4月に開催された第2回燃料調達コスト引

世界の地域別一次エネルギー需要の見通し

2035年のエネルギー需要は2011に比べて約35%増加する見込み

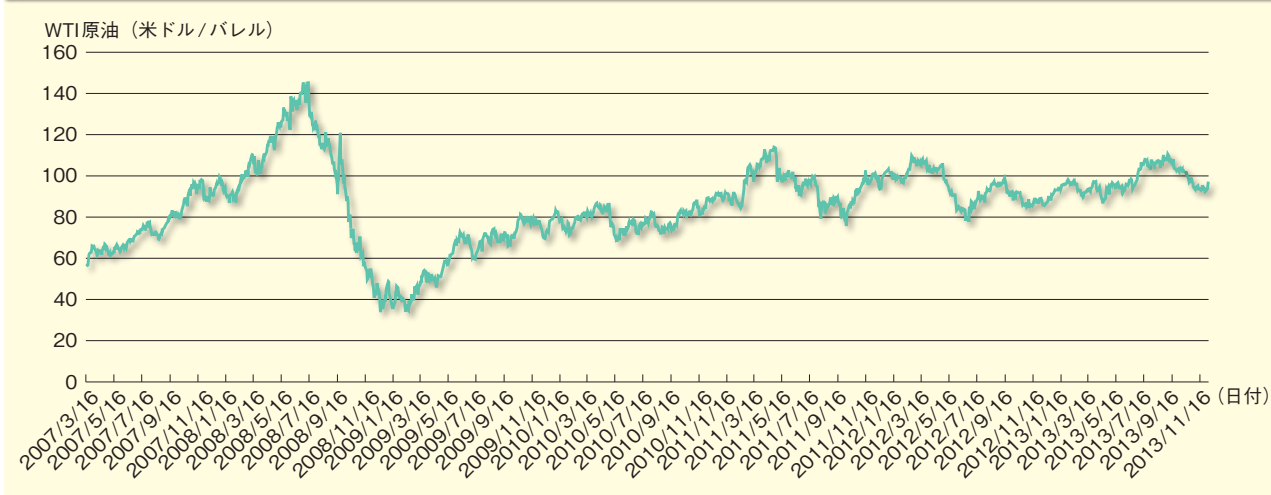
(単位：石油換算100万トン (Mtoe))



出典：国際エネルギー機関 (IEA) World Energy Outlook 2013

下げ関係閣僚会合で、燃料調達費の引下げを早期に実現し、貿易収支を改善するために、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアク

ウェスト・テキサス・インターメディアート (WTI) 原油価格動向 (2007年1月3日～2013年12月11日)



ションプラン」が決定された。

ア エネルギー・鉱物資源の安定供給確保

(ア) 資源産出国との包括的・互恵的な関係の強化、供給元の多角化、輸送路の安全確保等

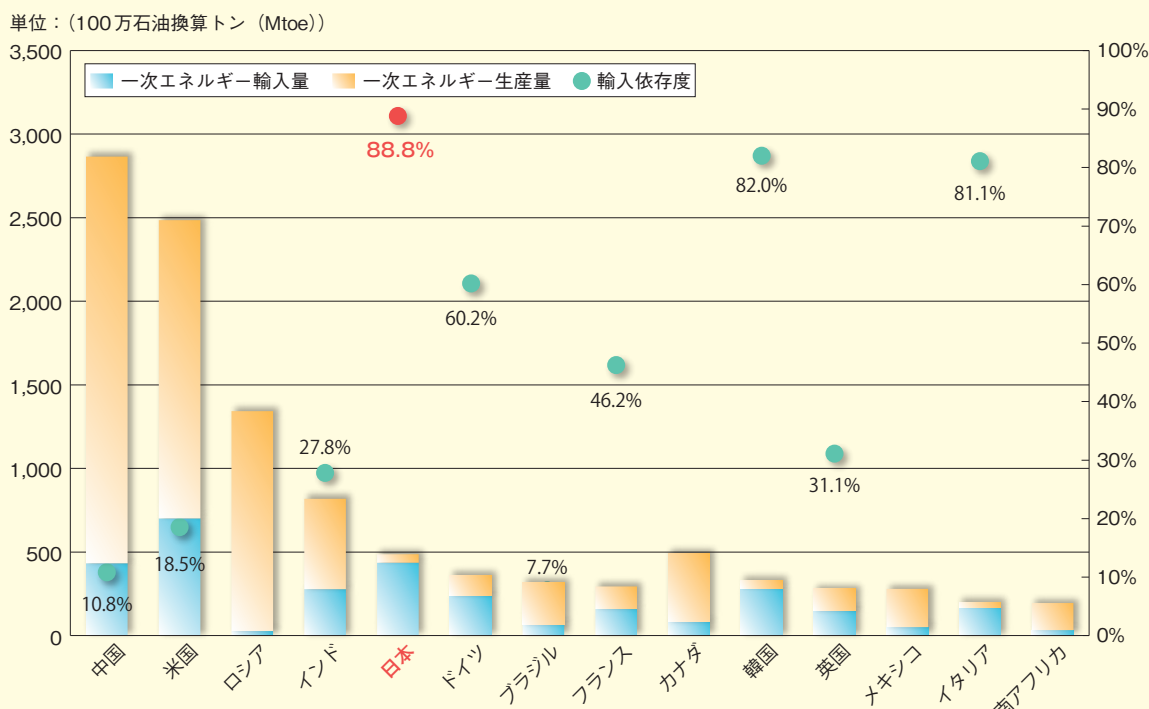
エネルギー・鉱物資源の安定供給確保のために、日本は、資源産出国との間で、首脳及び閣僚レベルでの働きかけや、資源分野における技術協力や人材育成などのODAを活用した協力など、包括的かつ互恵的な関係の強化に取り組んでいる。例えば、4月末から5月初頭にかけて安倍総理大臣はロシア、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦を日本企業と共に訪問した。ロシアとの間では「日露パートナーシップの発展に関する共同声明」を発表した。また、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦との関係では、「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」を宣言し、中東諸国との包括的・重層的な関係を築く転機となった。エネルギー・鉱物資源の供給源の多角化に向けた取組としては、2月の訪米時に、安倍総理大臣からオバマ米国大統領にLNG（液化天然ガス）の対日輸出の早期承認の要請を行った。また、シェールガス由来のLNGの輸入に向けた米国への働きかけのほか、ロシア、カナダ、アフリカなどにお

ける石油・天然ガス開発・生産、インドなどにおけるレアアース開発のための官民一体の取組なども行っている。これらの結果、例えば、米国からのLNG輸入については、2013年に日本企業が参画する3件のLNGプロジェクトで輸出承認が下り、最短で2017年以降に米国からのLNG輸入が開始される見込みとなっている。

原油総輸入量の約9割が通過する中東から日本までの海上輸送路やソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要な海上輸送路において、海賊事案が多発している。このため、航行の安全確保が重要な課題となっている。日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っているほか、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊を派遣して世界の商船の護衛活動を実施している（第3章第1節5（1）「開かれ安定した海洋」参照）。

2013年2月には、エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、合計50か国55公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置した。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・

主要各国におけるエネルギー輸入依存度（2011年）



出典：IEA Energy Balance of OECD Countries (2013)
IEA Energy Balance of Non-OECD Countries (2013)

鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催した。同会議では、資源確保における現在の取組の状況や今後の方向性について活発な議論を行った。

(イ) エネルギー・鉱物資源の安定供給に向けた国際的な連携・協力の推進

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際エネルギー機関（IEA）の諸活動に積極的に参加している。その際、世界のエネルギー市場の動向、中長期的な需給見通し、資源産出国の動向などの迅速かつ正確な把握に努めている。2013年11月に開催された第24回IEA閣僚理事会では、「明日のエネルギーのためのグローバル・シナジー」をテーマに議論が行われた。

天然ガス価格に関しては、日本は前年に続き、2013年9月にLNGの生産国・消費国双方の官民が集う国際会議「第2回LNG産消会議」（経済産業省及びアジア太平洋エネ

ギー研究センター（APEREC）主催）を開催した。LNG市場の長期需給見通し、地域間価格差の是正、取引市場の透明化などについて議論を行い、LNGの輸入価格引下げのための国際LNG共同研究会の発足に合意した。

また、日本は有限なエネルギー・鉱物資源の適切な開発・利用に関する「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」を支援している。さらに、エネルギーに関する原料・産品貿易の自由化や通過の促進、投資の促進・保護などを規定するエネルギー憲章条約（ECT）の実施において、国際的な協力を進めている。

1 海洋（大陸棚・深海底）

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、経済的な観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連

海洋法条約に基づき所要の取組を進めている。200海里を超える大陸棚の限界の設定については、2012年に日本は、大陸棚の延長を申請した7海域のうち6海域について大陸棚限界委員会（CLCS）から勧告を受けた。日本は、勧告が行われず先送りとなった1海域について早期に勧告が行われるよう、引き続き努力している。

深海底については、2012年7月、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が、国際海底機構（ISA）に対し、南鳥島沖の深海底を探索鉱区とするコバルトリッチクラスト⁵の探索に関する業務計画を申請した。2013年7月、第19回ISA理事会において、この業務計画が承認されたことを受け、2014年1月、JOGMECは、ISAとの間でコバルトリッチクラスト探索契約を締結し、15年間にわたり当該鉱区を探索する排他的な権利を取得した。

(2) 日本の食料安全保障の確保

最近の国連の報告によると、世界の人口は2050年までに約96億人に達すると見込まれ、これに対応するためには、食料生産を現在の水準から約70%増大させる必要があるとされている。食料の多くを輸入する日本にとって、世界の食料安全保障の確保は日本の食料安全保障の確保に資するものである。国内の生産増大とともに、世界の食料生産を促進し、安定的な農産物市場や貿易システムを形成する必要がある。

国連食糧農業機関（FAO）によれば、世界で約8.4億人が栄養不足に苦しんでいるが、今後適切な措置がとられれば飢餓の水準を1990年との比較において2015年までに半減

ウ グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用など）利用や省エネなどの推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献（人材育成、国際的枠組みを通じた手法・経験の提供など）を行っている。

再生可能エネルギーの普及や持続可能な利用の促進に向け、日本は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に積極的に関与している。また、2013年2月、国際セミナー「世界とともに歩むTOHOKUのまちづくり－世界と取り組み、世界へ広がるスマートコミュニティ」を主催し、被災地を含めた日本での再生可能エネルギーの導入加速の可能性やその実現手段などについて議論を行った。

させる、というMDGsの達成は可能な範囲であるとしている。国際穀物価格は、依然高い水準で推移しており、また、天候などの要因によって価格が大きく変動しやすい状況になっている。食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、MDGsの達成に貢献することは、引き続き日本を始めとする国際社会の責務である。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（於：米国）で策定された「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス

5 水深1,000m～2,000mの海山の頂部や斜面を、厚さ数cm～数10cmでアスファルト状に覆っている、コバルト、ニッケル、白金等のレアメタルを含む鉄・マンガン酸化物。

国際セミナー「世界と共に歩むTOHOKUのまちづくり —世界と取り組み、世界へ広がるスマートコミュニティー—

東日本大震災から2年を迎え、また、福島市で開催された国際エネルギー・セミナー「被災地復興へ向けたスマートコミュニティ提案」から1年後の機会を捉えて、2013年2月、外務省において、国際セミナー「世界とともに歩むTOHOKUのまちづくり—世界と取り組み、世界へ広がるスマートコミュニティー」が開催されました。本セミナーでは、被災地におけるまちづくりの取組やその発信に関するフォローアップが行われ、被災地や世界の都市が直面する持続可能なまちづくりという共通の課題を、国際社会が連携してどのように取り組んで行くべきかについて活発な議論が行われました。

「エネルギーを自分たちの手で」「挑戦をみんなの誇りに」：宮古市の強い思い

基調講演においては、名越一郎岩手県宮古市副市長から、「宮古市版スマートシティ」、「エネルギーを自分たちの手で」、「挑戦をみんなの誇りに」のスローガンの下に進められた「宮古市ブルーチャレンジプロジェクト」（電気・熱・水素エネルギーを生産する木質バイオマス施設の整備を中核とした復興モデル事業）等についての説明があり、復興にかける熱い思いが示されました。

国際機関の協力：国の枠組みを超えた協力

パネルディスカッションでは、福島県南相馬市及び宮城県の復興状況や、具体的なスマートコミュニティ事業について紹介がありました。また、IEA（国際エネルギー機関）やIRENA（国際再生可能エネルギー機関）からは、南相馬市視察等を踏まえ、エネルギー源の多様化やエネルギーロスの削減に着目すること、再エネ導入加速のための実現手段等について提言がありました。

双方向の協力に向けて

米国及びデンマークからも、被災地のまちづくりに関するこれらの国々による協力について紹介があり、被災地出身の出席者からは諸外国からの支援に対する謝意が表明され、小さな集落の再建や高齢化への対応等も含め、諸外国のまちづくりを模範にしたいとの発言がありました。また、参加した外交団や国際機関の関係者からは、被災地の経験や取組は国際社会にとっても重要であり、引き続きそうした経験を共有してほしいとの希望が表明されました。

外務省としては、国際社会が、被災地復興に携わる関係者に対して、その先駆的な知見や技術を共有できるよう「橋渡し」をするとともに、日本が被災地復興を通じて得た教訓や成果を発信して世界に貢献できるよう引き続き取り組んでいきます。

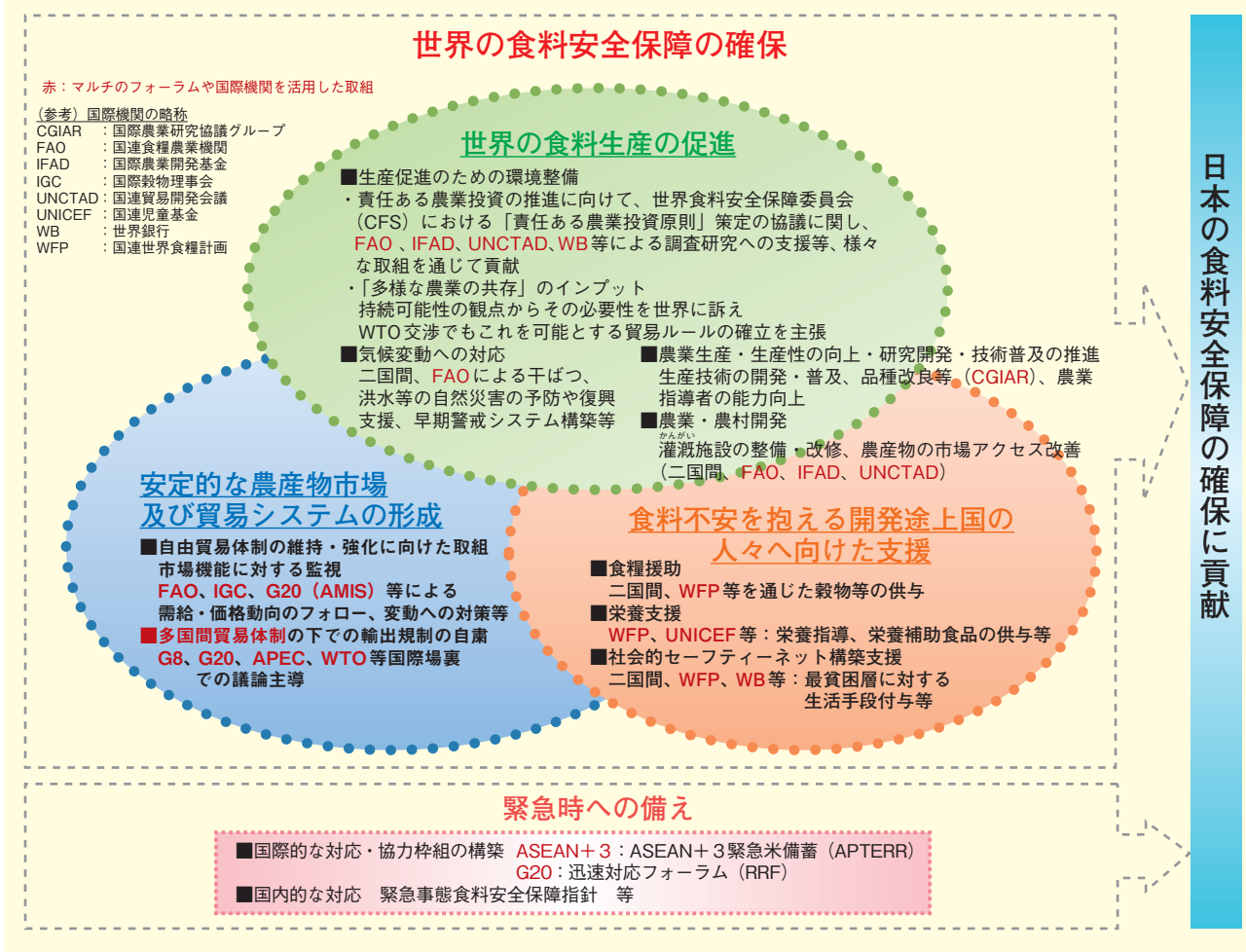


IEA/IRENAによる南相馬市視察



「緑豊かな環境づくり」も南相馬市のスマートコミュニティー方針の1つ

世界と日本の食料安全保障の関係性



(ニュー・アライアンス)」に基づき、日本は米国とともにモザンビークの共同リード国⁶として積極的に関与している。

2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) では、日本は、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) の継続実施、小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP) の対象国拡大、責任ある農業投資の推進などを表明した。

また、日本は2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミット (於：ロシア) において、農業生産の増大や生産性の向上、市場情報や市場透明性の向上など、食料安全保障分野の議論を各国と協力の上、推進した。2011年のG20カンヌ・サミット (於：フランス)

において創設された農業市場情報システム (AMIS) に対しても、日本はプロジェクト支援を実施している。

2013年1月と6月には「APEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ」がインドネシアにおいて開催された。APEC地域における永続的な食料安全保障を提供するため、日本が中心となって「2020年に向けたAPEC食料安全保障ロードマップ」を作成した。また、農業生産の拡大に向け、日本が国際的な議論を主導している「責任ある農業投資」に関するセミナーを7月にメダン (インドネシア) で開催した。9月には「APEC食料安全保障に関するワークショップ」を東京で開催し、農業投資の促進、農業の多面的機

6 ニュー・アライアンスの国別協力枠組みを加速化するために、対象国と共に協力枠組みの策定及び実施を主導する国

能、官民パートナーシップ (PPP) を活用したフードロスの削減や食品安全の向上について議論を深めた。

このほか、ASEAN + 3 (日本、中国、韓国) 緊急米備蓄 (APTERR) 協定が2012年に発効し、国際的な協力の取組が進められている。2013年にはラオスにおける洪水被害やフィリピンにおける台風被害に対し、日本はコメ支援を実施している。

1 「責任ある農業投資」の促進に向けた日本の取組

開発途上国に対する国際農業投資が急増し、一部の報道などで「農地争奪」等と報じられ、国際的に問題となった。このような問題に対処しつつ投資を促進し、開発途上国における農業開発を推進すべく、日本は投資受入国、小農を含めた現地の人々、投資家の三者が裨益する「責任ある農業投資」イニシアティブを提唱した。2010年4月には、4国際関係機関 (FAO、IFAD、UNCTAD、世界銀行) により「責任ある農業投資原則」(PRAI) が策定された。

PRAIも考慮した責任ある農業投資のための原則は、より広い関係各方面からの支持を得るため、世界食料安全保障委員会 (CFS) でその策定のための議論が行われている。各加盟国のほか民間団体や市民社会組織も議論に参加している。日本は、現場の実践事例を議論に反映させるため、4国際関係機関が2013年から実施している「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」において、財政支援を行うなど、この取組に引き続き積

極的な貢献を行っている。

ウ 漁業 (マグロ・捕鯨問題など)

世界的な人口増加と食料不足が予想される中、日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国として、国際的な水産資源の適切な保存管理やその持続可能な利用のための協力を積極的な役割を果たしている。例えば、「北太平洋の公海漁業資源の適切な利用を目的とした北太平洋公海漁業資源保存条約」の作成に主導的役割を果たし、7月には同条約の最初の締約国となった。こうした貢献が評価され、同条約の事務局が東京に設置されることとなった。

マグロ類は、地域漁業管理機関を通じて資源の保存管理が行われているが、一部のマグロ類は資源の減少が深刻化している。日本は、マグロ類の漁業国であると同時に輸入国として、マグロ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。例えば、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) では、資源回復に向け、クロマグロの未成魚 (3歳以下) の漁獲枠を削減したほか、メバチの漁獲規制を段階的に強化することが日本のイニシアティブにより、決定された。

捕鯨については、2012年の第64回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合 (於：パナマシティ (パナマ)) において隔年開催化が決定されたため、2013年は会合が開催されなかった。日本は、鯨類を含め水産資源は科学的根拠に基づき持続可能な利用を図るべきとの立場から、IWCに引き続き取り組んでいく考えである。

3 国際的なルール作りへの参加

(1) G8/G20 サミット

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場として、G8・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。6月のG8ロック・アーン・サミット（於：英国）では、例年議題となる世界経済、シリア・北朝鮮等の地域情勢に加え、議長国・英国が主要テーマとした3Ts（税（Tax）、貿易（Trade）、透明性（Transparency））、1月のアルジェリア事件を踏まえたテロ対策などについて、首脳間で率直な意見交換が行われた。安倍総理大臣は、アベノミクスについて説明し、成長戦略の実施を通じて成長力を高めるとの決意を表明した。これに対し、各国から高い評価と強い期待が寄せられた。そのほか、アフリカの貿易深化やテロ対策に向けたTICAD Vの成果、税や透明性分野における日本の取組についても、G8諸国からの理解・支持が得られた。

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20は、リーマン・ショック後の金融危機や近年の欧州債務危機への危機対応を経て、その役割が徐々に平時における協調へと変化



G8ロック・アーン・サミット（6月18日、英国 写真提供：内閣広報室）

してきている。こうした現状を踏まえ、9月のG20サンクトペテルブルク・サミット（於：ロシア）では、世界経済の成長と雇用創出を主要議題として、首脳間で活発な議論が行われた。その際、世界経済をより強固で、持続可能かつ均衡ある成長への道筋に乗せるため、財政再建及び構造改革など、断固とした取組を進めることで一致した。日本の経済政策・財政政策に対しては、G20各国から強い期待と高い評価が示された。また、貿易分野の成果として、新たな保護主義的措置を設けない（スタンドスティル）とのコミットメントの期限が2016年末まで延長された。

(2) 世界貿易機関（WTO）

ア WTOとドーハ・ラウンド交渉の経緯

戦後、日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）／世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制に支えられてきた。GATTを受け継いだ形で設立されたWTOでは、規律の対象分野の拡大や紛争処理機能の強化などが行われ、WTOの

下での多角的貿易体制は今日の世界貿易の礎となっている。WTOの主な役割は、①貿易自由化と新たなルール作り、②協定の実施の監視と紛争解決制度を通じたルール遵守の確保である。2001年に開始されたWTOドーハ・ラウンド（DDA）⁷交渉は8分野（農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、

⁷ 正式名称はドーハ開発アジェンダ（DDA：Doha Development Agenda）交渉。

貿易円滑化、開発、環境、知的財産権)について行われてきたが、新興国と先進国との対立などにより膠着状態に陥った。2011年末の第8回WTO閣僚会議(MC8)では、部分合意等可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を採用することが合意され、2013年末の第9回WTO閣僚会議(MC9)での妥結を目指して交渉が行われてきた。

1 第9回WTO閣僚会議(MC9)

2013年9月にブラジル出身のアゼベド新WTO事務局長が就任した。同事務局長の主導の下で交渉が活性化し、同年12月にバリ(インドネシア)で行われたMC9では、DDA交渉の部分合意として①貿易円滑化、②農業、③開発の3分野から成る「バリ合意」が妥結した。これは、WTOの歴史が始まって以来初の全加盟国による多数国間協定となる貿易円滑化に関する協定を含むものである。159にも及ぶメンバーがコンセンサスにより新たなルールに合意したという点で画期的な成果といえる。また、MC9においては、12か月以内にバリ合意以外のDDA交渉の残された課題について作業計画を策定することとされた。これらの結果を受け、今後、多角的貿易体制の下での貿易交渉の進展が期待される。日本はWTOの主要メンバーとしてDDA交渉に積極的に取り組んできており、今後も多角的貿易体制の維持強化に貢献していく考えである。

(ア) 貿易円滑化

税関手続の簡素化・迅速化・貿易規制の透明性向上などを規定する貿易円滑化に関する協定の内容について合意された。本協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易の促進に資するものであり、先進国のみならず、開発途上国にも利益となるものである。この

合意では、2014年7月までにこの協定をWTO協定に組み入れるための改正議定書を採択し、2015年7月まで受諾手続に開放することとされている。

(イ) 農業

農業については、以下の3件の提案について合意された。

- ①食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定：開発途上国政府が食料安全保障を目的に公的備蓄食料を貧困層に提供する際の食料調達に伴う補助金は、農業協定上の補助金の規律に抵触しても紛争解決手続に訴えないことを規定。この規定は、恒久的措置が見いだされるまでの暫定措置。
- ②関税割当の運用に関する了解(閣僚決定)：関税割当(無税又は低関税での輸入枠)の運用に係る透明性向上と未消化分の運用改善を図るもの。
- ③輸出競争に関する閣僚宣言：農業の輸出補助金などを最大限抑制すべきとするもの。

(ウ) 開発

後発開発途上国(LDC)に対する優遇措置と開発途上国配慮条項(S&D条項)のモニタリング制度について合意された。

- ①LDCに対する優遇措置：LDC向け特惠関税の原産地規則の改善に関するガイドライン、LDCがサービス分野に参入しやすくするための優遇措置、LDC産品に対する無税無枠措置の実施の促進などについての合意。
- ②S&D条項のモニタリング制度：本制度を「貿易と開発委員会」傘下に創設し、S&D条項の実施に関する分析とレビューを行うことなどを規定。

ウ 有志国による取組

MC8以降、上述のバリ合意についての交渉のほかに、有志国による以下の交渉が行われてきた。

(ア) 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) の品目拡大交渉

WTO情報技術協定 (ITA)⁸は発効以来16年間にわたり対象品目の見直しが行われていないため、その間の技術進歩により開発された製品⁹を対象とする品目拡大が急務である。早期妥結を目指し、関心国間の交渉¹⁰が行われている。品目拡大により、情報技術製品の貿易拡大、情報技術を通じた各国経済の成長・生産性向上の促進が期待される。

(イ) 新サービス貿易協定 (TiSA : Trade in Services Agreement) 交渉

サービス貿易の一層の自由化に向け、米国、EU、オーストラリア等を含む23¹¹の有志国・地域 (2013年12月現在) による「新サービス貿易協定 (TiSA)」が2013年夏以降本格的交渉段階に入っている。同交渉に参加する国・地域の間では、交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと、現行のルールを強化し、サービス貿易一般協定

(GATS) の内容を進化させることなどで一致しており、日本も議論に積極的に参加している。

エ 紛争解決 (DS : Dispute Settlement)

WTO紛争解決制度は、加盟国の貿易紛争をWTO協定に従い解決するための準司法的の制度であり、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として、有益に機能している¹²。日本が当事国である最近の案件には以下のものがある。

- オンタリオ州 (カナダ) の風力・太陽光発電による電力の長期固定価格保証制度 (Feed In Tariffプログラム) における州産品使用要求¹³ : 2013年5月、WTO紛争解決機関は、カナダの措置を違法と認定し、協定整合化するようカナダに勧告した。
- 中国のレアアース、タンゲステン及びモリブデンの輸出規制措置¹⁴ : 現在パネル手続が進行している。
- アルゼンチンの輸入制限措置¹⁵ : 現在パネル手続が進行している。
- 中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税を賦課する措置¹⁶ : 現在パネル手続が進行している。
- ロシアの廃車税制度導入 : 2013年7月、ロ

8 正式名称は、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」。情報技術製品 (半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ (静止画用) 等) の関税を撤廃する複数国間貿易協定。1996年作成、1997年発効。現在の加盟国は日本、米国、EU (28か国)、中国、ロシア等78か国。

9 デジタルAV機器 (ビデオカメラ、DVD・HD・BDプレーヤー等)、デジタル複合機・印刷機、医療機器 (電子内視鏡等)、半導体製造装置等。

10 日本、米国、EU、台湾、韓国、コスタリカの5メンバーにより協議が開始され、2013年12月時点で上記に加えカナダ、オーストラリア、中国等を含む計55か国が参加。

11 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン (EU各国を含めると50か国・地域)

12 他の加盟国によるWTO協定非整合的な措置によって不利益を被ったとする加盟国は、当事国間での協議を要請できる。この協議を通じても紛争が解決されない場合、問題をパネル (紛争処理小委員会) に付託し、問題とされる措置と協定との整合性についてパネルで争うことができる。パネルによる法的判断に不服のある当事国は、最終審に相当する上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2013年末までの紛争案件数 (協議要請が行われた件数) 474件のうち、日本が当事国 (申立国又は被申立国) として関わった案件は34件。なお、上級委員会は7人の委員で構成されており、委員の任期は4年 (再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降3人の委員を輩出している。

13 Feed In Tariffプログラムの適用条件として、一定割合以上の同州産付加価値を与えられた発電設備を使用することを求めるもの。

14 2012年7月、米国及びEUと同時にパネル (紛争処理小委員会) 設置を要請。輸出税、輸出割当て及びその管理に関する案件。

15 2012年12月、EU及び米国と同時にパネル設置を要請。事前輸入宣誓供述制度、非自動輸入ライセンス及び輸出入均衡要求に関する案件。

16 2013年5月、パネル設置を要請。石炭火力発電所のボイラーなどに使用される高付加価値特殊鋼に関する案件。2012年11月、中国商務部は、日本及びEU産の同鋼管に対するアンチ・ダンピング措置をとるとの最終決定を行った。

シアに対しWTO協定に基づく協議要請を行ったところ、2014年1月、ロシアは同制度を改正する法律を施行し、それにより内外差別が基本的に是正された。

- ウクライナの自動車に対するセーフガード措置：2013年10月、ウクライナに対し、WTO協定に基づく協議要請を行った。

日本はまた、DDAの一環として行われているDSU¹⁷改正交渉などにおいて、手続の明確化等、紛争解決制度の更なる改善に向け積極的に貢献してきている。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

ア OECDを通じた世界経済秩序形成への貢献

OECDは、経済社会分野のルール作りには不可欠な客観的データの収集と分析を行っており、「世界最大のシンクタンク」として加盟国に政策提言を行っている。また、加盟国間の議論を通じて国際ルールを策定している。日本はOECDの各委員会での議論や財政的・人的な支援を通じて、国際的なルール作りに積極的に貢献している。

(ア) OECDとアジアとの関係強化

日本は、世界経済の成長センターとしてのアジアの重要性が高まっていることを受け、OECDとアジアとの関係強化を積極的に主導している。2013年5月のOECD閣僚理事会では「東南アジア地域プログラム」の立ち上げが決定された。また、12月の日・ASEAN特別首脳会議で発出された「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画」においては、「ASEANの経済統合及び繁栄を促進するため、日本が橋渡し役を務めながら、OECDを含む関連国際機関を通じ

オ 保護主義抑止・是正の取組

世界経済の不安定さが増す中、新興国を中心に保護主義的な措置を導入する国が増加している。G20、APECでは首脳レベルで保護主義抑止に合意し、政治的コミットメントを行っている。WTOでは、貿易政策検討制度や紛争解決手続を通じた保護主義的な措置の是正に取り組んでいる。日本は、保護主義抑止・是正に引き続き積極的に取り組んでいく考えである。

たASEANへの支援を強化する」との文言が盛り込まれた。これにより、日本が今後OECDと東南アジア諸国との関係強化を一層推進する方針が首脳レベルで確認された。

(イ) 貿易・租税分野での取組

近年、製品の製造過程に、企画、販売などのサービス過程を加えた国際的なサイクルであるグローバル・バリュー・チェーン (GVC) と、国別の付加価値ベースの貿易統計である付加価値貿易 (TiVA) に対して注目が集まっている。OECDでは、2013年にWTO及び国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) と共同で報告書を発表するなどの取組を行っている。日本は、2013年閣僚理事会において、先進国、新興国、開発途上国の全ての国々がGVCに参画し、利益を享受することが重要であり、OECDの取組を引き続き支援していくと表明した。また、日本はOECD租税委員会議長として、「税源浸食と利益移転 (BEPS) 行動計画」をとりまとめ、7月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出する

17 紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)

など租税に関する国際的な議論をリードしてきている。

(ウ) 財政的・人的貢献

日本は、OECDの一部予算（義務的拠出金）の12.88%（2013年、米国に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また、OECD理事会に次ぐ最高意思決定機関である執行委員会の議長（2010 - 2013年）やOECD事務局のナンバー2のポストである事務次長も歴代務めている。日本は、このような財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

1 日本のOECD加盟50周年と2014年閣僚理事会

2013年4月、安倍総理大臣及び岸田外務大臣は、グリアOECD事務総長に対し、日本のOECD加盟から50周年の節目に当たる2014年の閣僚理事会議長国への立候補を表明した。これに対して、グリア事務総長から



グリアOECD事務総長による表敬を受ける安倍総理大臣（右）（4月24日、東京 写真提供：内閣広報室）

歓迎の意が示され、5月の理事会で日本の同議長国就任が満場一致で決定された。

同閣僚理事会では、日本は議長国として、東日本大震災の経験を踏まえ、経済社会のしなやかな強靭さ（レジリエンス）や東南アジアへのアウトリーチなどについて議論するとともに、日本経済の再生を国内外に力強く印象付ける機会とし、東南アジアとOECDとの関係強化を推進していく考えである（詳細については197ページの特集参照）。

(4) アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）

APECは、各エコノミー¹⁸の自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである。アジア太平洋地域の21か国・地域から構成されており、これらは世界の人口の約4割、GDPの約55%及び貿易量の約45%を占める「世界の成長センター」である。総貿易の約3分の2が域内貿易であるなどEU並みの密接な域内経済を構成しており、APEC地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の更なる発展を目指す上で極めて重要である。また、APEC首脳・閣僚会議は、経済問題を中心

に、国際社会の主要な関心事項について首脳・閣僚間で率直な意見交換を行う有意義な場となっている。

インドネシアが議長を務めた2013年バリAPEC首脳会議では、「多角的貿易体制」、「連結性の促進」及び「衡平性を伴う持続可能な成長」について議論され、APEC首脳宣言「強靭なアジア太平洋、世界成長のエンジン」が採択された。「多角的貿易体制」については、域内の貿易・投資の自由化を一層進め、第9回WTO閣僚会議（MC9）の成功に向けたコミットメントを再認識し、新たな保護主義措置の不導入の2016年末までの延長

18 中国香港、チャイニーズ・タイペイを含めたAPEC参加単位

特集

日本と経済協力開発機構の50年間の歩み

1. OECDが日本の戦後経済に果たした役割

50年前の1964年は東京オリンピックが開催され、東海道新幹線が開通した年ですが、同時に日本がOECDに加盟し、名実ともに先進国の仲間入りを果たした年です。日本はOECDで策定された様々な国際的ルールや政策ガイドラインを積極的に活用して、着実に高度経済成長を遂げました。

例えば、OECD加盟と同時期に締結した資本移動と貿易外取引の自由化に関する規約に沿った自由化努力により、資本の自由化が大きく進展しました。環境面では、OECDが示した「汚染者負担原則」を公害関係の各種立法の基本的理念として盛り込み、高度経済に伴い生じた公害の解決を促しました。また、租税分野では、OECDのモデル租税条約を活用して多くの国と二重課税防止条約を締結し、国際的な企業活動の促進を図っています。



OECD 50周年のロゴ



かつてのOECDの会議風景 © OECD PHOTO

2. 東日本大震災と日本経済の復興

2011年3月に発生した東日本大震災の際には、グリアOECD事務総長は、いち早く哀悼の意を表するとともに、同年4月下旬に訪日した際には日本政府に対して早期復興に向けた協力を表明しました。また、同事務総長は、訪日中に「対日経済審査報告書」を発表し、震災による日本経済への悪影響は長くは続かず、必ず回復すると確信しているとの力強いメッセージを発信しました。

また、東北の復興支援策として、OECD東北スクールプロジェクトが立ち上げられ、被災地の生徒は2014年8月にパリで東北の魅力を発信するべく、様々な取組を行っています。2013年8月に東京で開催された発表会には、皇太子同妃両殿下も御臨席になり、復興のPRに取り組む生徒たちと会話を交わされました。

3. 日本とOECDのこれから

2013年4月のOECD「対日経済審査報告書」は、「三本の矢」から成る経済財政政策を通して経済を再生するという安倍政権の決意を高く評価しました。また、財政の持続可能性の確保や農政改革、女性や高齢者の労働参加の促進などの現下の課題について、具体的な政策提言を行いました。

OECDは、国の財政から教育、観光に至るまで、幅広い分野の専門家を有しており、以上のような政策提言を継続的に行っています。

日本は、「世界最大のシンクタンク」であるOECDを活用するとともに、国際経済の政策協調やルール作りの場であるOECDにおいて、今後も積極的に主導的役割を果たしていきます。



50周年のパンフレットを手に記念撮影に臨むグリアOECD事務総長と岸田外務大臣（右）（4月22日、東京）

を含む保護主義の抑止に取り組むとした独立文書が採択された。「連結性の促進」については、アジア太平洋地域の連結性を強化し、地域経済統合へ向けた動きを促進すべきとの認識が共有され、「インフラ開発・投資に関する複数年計画」の策定、越境教育の推進、渡航円滑化の取組などに合意した。特に、「インフラ開発・投資に関する複数年計画」の策定に当たっては、日本の提案により、中長期的な費用対効果（ライフ・サイクル・コスト）、環境への影響、安全性等を踏まえることの重要性が確認された。「衡平性を伴う

持続可能な成長」については、女性の経済参画の拡大、中小企業の国際競争力への向上に向けた更なる対策、食料安全保障への取組、クリーン・再生可能なエネルギーの開発の取組の活性化などが合意された。また、APEC首脳会議の機会に、安倍総理大臣は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）委員との対話や域内のビジネス指導者が集うAPEC・CEOサミットにおける講演を行い、アベノミクスの推進を通じた日本経済の再生に向けた取組をアピールし、高い評価を得た。